

広島県研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励実施要項

1 趣 旨

この要項は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の5及び第22条の6に規定する研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

「人材育成の基本方針」（広島県教育委員会平成17年3月）において、「教職員一人一人の能力や適性等に応じた研修を行うとともに、教職員自らが具体的な目標を掲げ主体的に能力開発に取り組むことなどにより、個々の教職員の能力と意欲の一層の向上を図る必要がある」としていることについて、研修履歴の記録を活用して、対話に基づいた研修の受講奨励を行い、効果的かつ主体的な資質向上・職能開発に資するものとする。

3 対象者

市町立（広島市を除く。）の小学校、中学校、義務教育学校、定時制高等学校（県費負担教職員に限る。）並びに広島県立の中学校、高等学校、特別支援学校に所属する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）

4 役 割

| | |
|----------|--|
| 広島県教育委員会 | 対象となる校長及び教員の研修履歴の管理及び作成 県立学校長及び市町教育委員会へ対象となる校長及び教員の研修履歴の提供 県立学校長への受講奨励 |
| 市町教育委員会 | 市町立学校長へ対象となる校長及び教員の研修履歴の提供 市町立学校長への受講奨励 |
| 校長 | 対象となる教員への研修履歴の提供及び受講奨励 |

5 研修履歴の記録

(1) 研修履歴の記録の範囲

| 区 分 | 研修履歴に記録する研修名 |
|------|---|
| 指定研修 | 初任者研修、教職経験者（2年目）研修、教職経験者（6年目）研修、中堅教諭等資質向上研修、主任等研修 |
| 推薦研修 | 大学院派遣研修、教員長期研修、エキスパート研修、教育総合講座、教職員等中央研修 |
| その他 | 大学院等修学休業による大学院の課程等の履修 自己啓発等休業による大学等課程の履修及び国際貢献活動 広島県教育委員会が開設した免許法認定講習による単位の修得 社会教育主事講習 広島県教育委員会が主催する研修 （学校体育スポーツ研修事業、教育センターにおける専門講座等） 市町教育委員会、大学、文部科学省、独立行政法人教職員支援機構等が主催する研修（※） |

（※）このうち、「全国教員研修プラットフォーム」で修了登録された研修を記録の対象とする。

(2) 研修履歴の記録の内容及び方法等

| | |
|------------|--|
| 研修履歴の記録の内容 | 研修名、研修開始日、主催者、研修内容、研修形態等 |
| 研修履歴の記録の方法 | 「全国教員研修プラットフォーム」を使用し、広島県教育委員会が作成する。 |
| 研修履歴の記録の提供 | 「全国教員研修プラットフォーム」により提供する。 研修履歴の記録は、随時、閲覧及び帳票出力が可能。 |

6 対話に基づく受講奨励

(1) 指導助言者

| | | |
|-------|-----|----------|
| | 職 種 | 指導助言者 |
| 県立学校 | 校 長 | 広島県教育委員会 |
| | 教 員 | 校 長 |
| 市町立学校 | 校 長 | 市町教育委員会 |
| | 教 員 | 校 長 |

(2) 方法及び時期

ア 広島県教育委員会による県立学校長への受講奨励について
次のとおり、面談を実施する。

| 時 期 | 広島県教育委員会 | 県立学校長 |
|-----------------|---|---|
| 当初面談 (5月末まで) | 次の点を踏まえ、研修の受講奨励による資質向上のための指導助言を行う。 ① 広島県教員等資質向上指標（校長）に基づく職能開発 ② 校内の教員における人材育成 | 次の点を踏まえ、自身の目標を考える。 ① 広島県教員等資質向上指標（校長）に照らして、高めたい資質等 ② 人材育成計画等を踏まえた教員の人材育成 |
| 最終面談 (3月末まで) | 次の点を踏まえ、今後の資質向上のための指導助言を行う。 ① 当該年度の校長の職能開発の達成状況等 ② 当該年度の校内の教員の人材育成の達成状況等 | 次の点を踏まえ、振り返りを行う。 ① 研修の受講状況や学びの成果、今後、伸ばしたい資質 ② 人材育成計画等を踏まえた教員の人材育成の進捗と今後について |

イ 県立学校長による教員への受講奨励について
次のとおり、面談を実施する。

| 時 期 | 県立学校長 | 教 員 |
|-----------------|--|---|
| 当初面談 (5月末まで) | 次の点を踏まえ、研修の受講奨励による資質向上のための指導助言を行う。 ① 広島県教員等資質向上指標、広島県教職員研修体系や教員個人の職責・経験・適性に照らした人材育成 ② 学校教育目標を達成するために必要な専門性・能力の確保などの観点や過去の研修履歴の状況 | 次の点を踏まえ、自身の目標を考える。 ① 該当の広島県教員等資質向上指標に照らして、高めたい資質等 ② 学校教育目標を達成するために必要な専門性等の観点や過去の研修履歴の状況 |

| 時 期 | 県立学校長 | 教 員 |
|-----------------|---|--|
| 最終面談 (3月末まで) | 次の点を踏まえ、今後の資質向上のための指導助言を行う。 ① 当該年度の教員個人の職能開発の達成状況、OJT や校内研修等の受講等状況 ② 研修履歴を活用した今後の職能開発 | 次の点を踏まえ、振り返りを行う。 ① 校外における研修やOJT、校内研修などの受講状況及び学びの成果 ② 今後、伸長したい資質や受講してみたい研修等 |

なお、このほか、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励は、①教員の意欲や主体性の尊重、②学校組織としての総合的な機能の発揮、③教員個人の人材育成の観点などから、上の表で示した定期的な面談に限らず、様々な機会を捉え、対話に基づく受講奨励を行うこと。

7 留意点

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定により行われる人事評価に関しては、校長等の管理職が、日常の職務行動の観察を通じて得られた情報などを総合的に踏まえつつ、年度末の面談等の機会に各教職員が発揮した能力や挙げた業績を確認した上で、評価が実施されるものであり、研修履歴や研修量の多寡そのものが人事評価に直接反映されるものではないこと。一方、研修を行った結果として各教職員が発揮した能力や挙げた業績については、人事評価の対象となること。
- (2) 校内研修を中心に学校現場における組織的かつ日常的な学びの記録を蓄積し、年間を通じた校内研修の総括の場や面談等の場において、その蓄積された記録を基に振り返り、今後の学校全体としての組織的な学びの方針・内容等に反映することも校長及び教員の資質向上のための取組として有効であるが、記録することが過度な負担になったり、記録すること自体が目的化したりすることがないようにすること。
- (3) 教員の指導助言者については原則、校長であるが、校長の適切な権限の委任の下で、教頭とも役割分担し、研修履歴を活用して、対話に基づく受講奨励を実施することも考えられること。
- (4) 合理的な理由なく法定研修や教員研修計画に定められた対象者悉皆の研修等に参加しない場合のほか、勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない場合等の研修受講に課題のある教員への対応については、広島県教育委員会と情報共有・相談の上、管理職等による服務指導や場合によっては職務命令を通じて適切な研修受講を命じること。
- (5) 本要項に定めた事項の実施状況について、必要に応じて広島県教育委員会が管理職等への確認又は指導を行う場合があること。

8 その他

この要項に定めるもののほか、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施に関し必要な事項は、広島県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

①附 則（令和6年3月26日一部改定）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。